

木質バイオマス関係補助事業、制度融資等の一覧
(焼却炉、ダイオキシン関係を含む)

(平成17年度)

区分	制度名	適用者	現行制度の概要
補助	強い林業・木材産業づくり交付金	森林組合，林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等	木材処理加工施設（木材製材施設，集出荷加工施設，木材材質高度化施設等）等のメニューとして焼却炉を事業対象 木材乾燥施設等の付帯施設として焼却炉を事業対象 交付率：定額（1/2,1/3相当）
	木材産業体質強化対策事業（利子助成）	木材製造業，木材卸売業等	木材製品の付加価値の向上，低コスト化，経営の合理化のための設備や環境保全のための設備（焼却炉等）の導入に対する利子助成 償還期間：7年以内 利子助成率：1/2以内（利率上限3.5%以内に対し1/2以内を助成）
	木材供給高度化設備リース促進事業（リース助成）	製材業，プレカット加工業，木材建築工事業，木材市場，木材販売業，集成材製造業等	環境保全型焼却炉をリース対象 リース期間：6～10年 助成期間：6年（金属製の構築物） 助成率：リース付加料の1/2（リース総額では8%程度）
資金	林業・木材産業改善資金	林業従事者、木材産業事業者、森林組合等	経営規模の拡大、生産方式の合理化、その他経営改善に伴い必要な施設の改良・取得にかかる資金 無利子 償還期間10年以内
	農林漁業金融公庫資金 農林漁業施設資金、振興山村・過疎地域経営改善資金・中山間地域活性化資金	林業者等	林産物の加工施設の取得等のメニューとして焼却炉も対象 償還期間：25年以内（据置期間8年以内）等 利率：1.55～2.85% 融資限度額80%
	中小企業金融公庫資金（国民生活金融公庫資金） 環境対策貸付 産業公害防止資金 小規模企業設備資金貸付制度	中小企業者のうち、廃掃法及び施行令に掲げる廃棄物を生じる者等 従業員20人以下の小規模企業者（創業前1月（会社設立の場合は2月）以内の者を含む。）	融資限度額：7億2千万円 償還期間：15年以内（据え置き期間2年） 利率：1.00～2.10% （国民金融公庫に貸付限度額7千2百万円） 貸付限度額：4,000万円以下（所要資金の1/2以内） 償還期間：7年以内（公害防止等施設12年以内） 利率：無利子
小規模企業設備貸与制度	〃	貸与設備価額：6,000万円以下 償還期間等：7年以内（公害防止施設12年以内） 割賦事業：割賦損料3.0%以下、保証金10% リース事業：リース料率年5.3%程度	
税制	公害防止のため用設備等の特別償却制度	個人，法人	高温焼却装置の処理能力200kg/時間を越える固定式廃棄物焼却設備について，特別償却（取得価額の14%）が認められる。
	中小企業投資促進税制	個人，法人	機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上（リース費用総額210万円以上）のものについて、7%の税額控除又は30%の特別償却の選択適用（資本金3,000万円超の法人は特別償却のみ対象）

注）平成18年度も継続の予定。但し、利率は平成17年10月現在のものであり、随時改正されます。

木質バイオマス、ダイオキシン対策に係る 平成18年度事業予算概算決定の概要

(予算額)

木くずの有効利用施設及び焼却炉等の導入に対する助成

木材利用及び木材産業体制整備推進対策のうち木材産業構造改革整備
強い林業・木材産業づくり交付金 6,990百万円の内数
木材関連業者等の組織する団体等が導入する木くずの有効利用施設・焼
却炉等について、木材加工流通施設等と一体の施設として積極的に対応。
交付率：定額

木材産業の構造改革を推進する事業のうち
木材供給高度化設備リース促進事業

89百万円

各企業等(個人)がリースにより焼却炉・木くずの有効利用施設等を整
備するためのリース助成を積極的に対応。

助成率：リース料のうち物件価格分を除く金利、手数料等相当分(リー
ス付加料)の1/2(リース総額の8%程度)

木材産業の構造改革を推進する事業のうち
木材産業体質強化対策事業

56百万円

焼却炉等の整備に必要な資金の借入に対する利子助成を積極的に対応。

利子助成率：1/2以内(利率上限3.5%以内に対し1/2以内を助成)

木材利用及び木材産業体制整備推進対策のうち
木質バイオマスエネルギー利用促進整備

強い林業・木材産業づくり交付金 6,990百万円の内数
木材関連業者等の組織する団体等による木質バイオマスのエネルギー利
用のための林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマ
スエネルギー利用施設等の整備に助成。

交付率：定額

木くずの有効利用施設及び焼却炉等の導入に対する融資

農林漁業金融公庫資金、林業・木材産業改善資金、中小企業施策等におけ
る貸付制度等の積極的な活用の推進。

その他木くずの有効利用のための助成

木材利用及び木材産業体制整備推進対策のうち地域木材産業体制整備推進
強い林業・木材産業づくり交付金 6,990百万円の内数
木材関連業者等の組織する団体等(NPOを含む)による林地残材、製材
工場残材等の未利用木質資源の有効活用等の取組に助成。
交付率：定額